**伐採及び伐採後の造林届に必要な添付書類**

　以下、１の届出書を記載し、２～９（５、７、９は該当する場合）の書類を添付して、

**伐採開始９０日前～３０日前**までに提出してください。

１．届　出　書　： ａ）伐採及び伐採後の造林届書（別紙様式）※１

　　　（ａ～ｃ）　　　ｂ）伐 採 計 画 書

　　　　　　　　　　　ｃ）造 林 計 画 書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | 具体的な内容 |
| ２ | 森林の位置図 | 届出対象の森林の位置がわかる図面（縮尺は任意） |
| ３ | 森林の区域図 | 届出対象の森林の伐採区域がわかる図面（縮尺は任意） |
| ４ | 届出者の確認書類 | 個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証など）の写し  法人；法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 |
| ５ | 他法令の許認可関係書類  1該当する場合のみ | 届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類（許認可後の場合は許可書の写しなど） |
| ６ | 土地の登記事項証明書等 | 土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有者または造林権原があることがわかる書類 |
| ７ | 伐採の権原関係書類※２  1届出者が土地所有者でない場合 | 立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することがわかる書類 |
| ８ | 隣接森林との境界関係書類 | 伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況がわかる書類  以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。  ①単木的な伐採など境界に隣接しない場合  ②境界杭などにより境界が明らかな場合  ③誓約書の提出等により届出後伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合 |
| ９ | 市町村が必要と認める書類 | 伐採および集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書など市町村が実情に応じて条例などに定める書類  （以下の条例等を要確認）  ・南城市墓地等の経営の許可等に関する条例  ・南城市風致地区内における建築等の規制に関する条例  ・南城市切土盛土指導要綱  ・開発事業手続き条例 |

※１　伐採（開発）に係る面積が１haを超える場合は林地開発行為となり、「伐採及び伐採後の造林届出書」の提出ではなく、南部林業事務所にて林地開発許可の手続きが必要となります。

（詳細は南部林業事務所にお問い合わせください。TEL：098-941-2583）

※２　森林法第１０条の８の規定により伐採及び造林届は「森林所有者等」が提出することとされています。よって、届出者が所有者ではない場合は、届出者が伐採と造林の権原を有することが証明できる書類が必要となります。森林所有者から届出者に対して、伐採の承諾・委任及び造林の委任等がなされていることが確認できる、同意書や承諾書、契約書や委任状などの書類を添付してください（任意様式）。



★**伐採後は、「状況報告書」の提出が必要です。**

期限は伐採が完了した日から３０日以内となります。

（様式は南城市ＨＰもしくは県ＨＰからダウンロードください）

伐採・造林届出書の提出先▼

南城市産業振興課

TEL：098-917-5356

FAX：098-917-5413